

今後の議論に向けた論点整理 (調達関連手続の共通化について)

- I 調達関連手続の運用の状況**
- II 国の調達関連手続の運用の状況**
- III 共通化の検討の対象**
- IV 入札参加資格審査手続の共通化の検討の方向**
- V その他調達関連手続の共通化の検討の方向**
- VI 調達関連手続の共通化の方法**

I - 1 調達関連手続の概要

○ 調達関連手続（一般競争入札）は、①入札参加資格審査、②案件情報公開、③入札、④契約、⑤完了届・検査、⑥請求・支払から構成されている。また、指名競争入札については一般競争入札の手続に加えて指名手続が、随意契約については入札手続に代えて見積徴収等の手続がある。

①入札参加資格審査

契約の履行を確保するため、入札参加者の資格を設定する。事業者から申請を受け、当該資格を有するかどうかを審査する。

- ※ 入札から排除する欠格要件のほか、契約の内容に応じて定める積極要件を設定。（令167の4、令167の5④、令167条の5の2）
- ※ 入札参加資格の審査項目・必要書類、申請方法、審査基準については法令上規定されておらず、各地方公共団体において設定。

②入札の公告

入札に付する事項、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所・日時等、無資格者による入札が無効な旨等を公告する。（令第167条の6）

- ※ 入札の公告の方法については、法律及び政令に別段の制限がなく、公報、新聞、掲示その他適宜の方式により広く一般に周知できるような手段で行われている。

③入札

事業者から入札参加の申込を受け、その入札参加資格を確認した上で、事業者から入札書の提出を受け、落札者を決定する。

- ※ 開札の立会い（電子入札の場合は立会いなしも可）、入札書の書換、引換、撤回の禁止、再度入札、同価入札の場合のXじ引きが規定。（令167条の8、167条の9）
- ※ 入札書等の様式・項目や入札の方法・手続については、法令上規定されておらず、各地方公共団体において設定。電子入札によることもできる。

④契約

契約書への記名・押印 / 契約内容を記録した電磁的記録への電子署名によって契約が確定する。

- ※ 地方公共団体が契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、契約書に記名押印し、又は電子署名を講じなければ、当該契約は確定しないものとされている。（法234条⑤）

⑤完了届・検査

契約の履行後、事業者から完了届の提出を受け、給付の完了の確認をするため必要な検査を行う。

- ※ 検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないこととされている。（法第234条の2、令第167条の15②）
- ※ 完了届の様式・項目や提出方法については、法令上規定されておらず、各地方公共団体において設定。

⑥請求・支払

事業者から請求書の提出を受け、支出命令・支出を行う。（法第232条の4、令第160条の2等）

- ※ 請求書の様式・項目や提出方法については、法令上規定されておらず、事業者が任意の様式により提出。

I - 2 入札参加資格の概要について

- 地方公共団体の契約は、公正性や機会均等の観点から、原則として、一般競争入札により地方公共団体に最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とすることとされているが、**地方公共団体として契約の適正な履行をすることが不可能と思われる者と契約を締結することはできない。つまり契約の相手方となるべき者が、当該契約の履行に必要な能力を有しなければならないことから、地方自治法第234条第6項の委任を受けた地方自治法施行令第167条の4から第167条の5の2までの規定において、一般競争入札参加者の資格について以下のとおり区分して規定**されている*。

※ 指名競争入札については、地方自治法施行令第167条の4及び第167条の5の規定を準用している。

(1) 絶対的欠格要件 (令167条の4①) (特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加させることができない)

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

(2) 任意的欠格要件 (令167条の4②) (3年以内の期間を定めて入札に参加させないことができる)

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- ④ 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- ⑦ 入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 任意的積極要件 (令167条の5①) (必要があるときに、あらかじめ、契約の種類・金額に応じて定めることができる)

経営の規模及び状況を要件とする資格 (①工事、製造又は販売等の実績、②従業員の数、③資本の額、④その他)

(4) 追加の任意的積極要件 (令167条の5の2) (契約の性質・目的により入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときに更に定めることができる)

- ① 事業所の所在地、②当該契約に係る工事等についての経験の有無、③技術的適性の有無 等

いわゆる地域要件

(参考) 入札参加資格についての地方自治法令の規定

○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4・5 （略）

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第六十七条の五 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

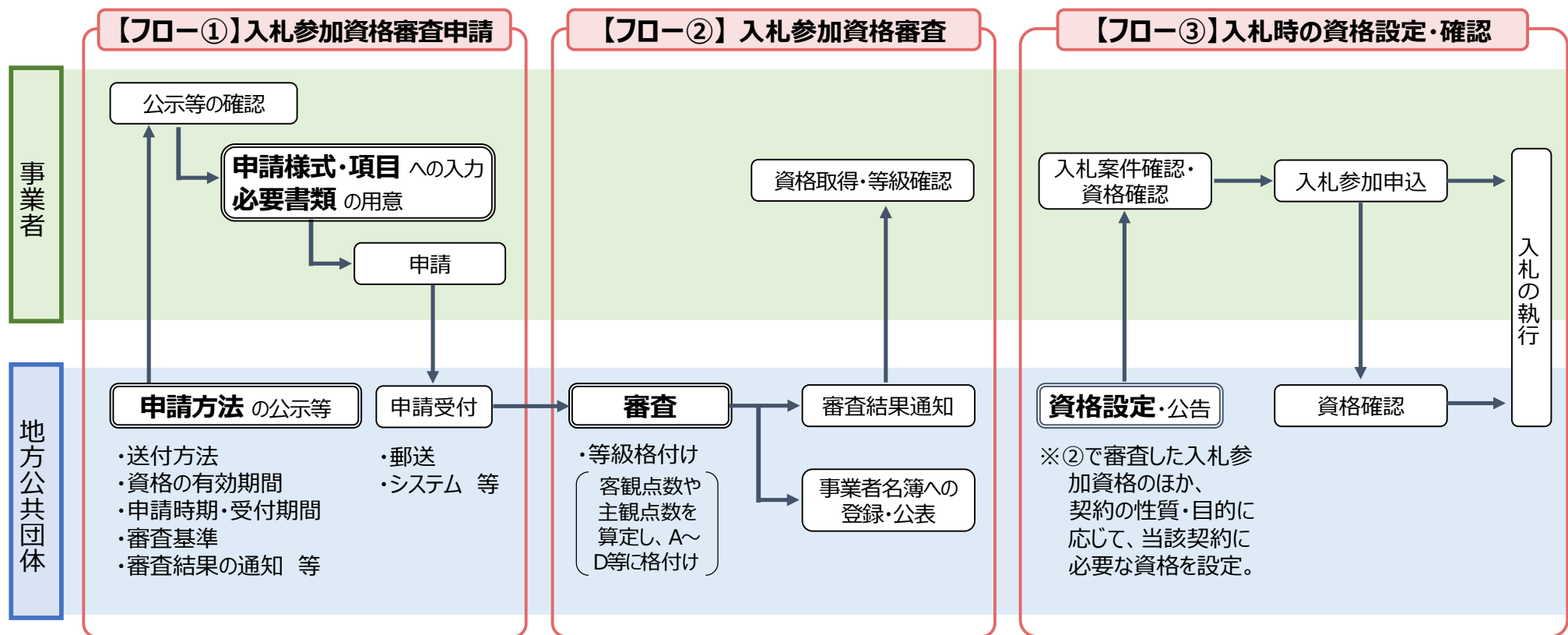
第六十七条の五の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

I - 3 入札参加資格審査の運用について

○ 各地方公共団体においては、当該団体への入札参加を希望する事業者が、契約の相手方として不適当な者でないかどうかや、契約の履行を確保するために必要な資力、信用、能力及び技術等を有しているかどうかを判定し、契約の履行を確保するため、地方自治法施行令の規定に基づき、契約の種類、金額、性質及び目的に応じて、必要な入札参加資格を設定している。

- 具体的には、各地方公共団体においては、あらかじめ、事業者から、定期又は随時に入札参加資格審査申請を受け付け（フロー①）、当該申請内容を基に、申請者の等級（A～Dや順位等）を資格の種類（契約種別）ごとに格付け（特に建設工事）し、入札参加資格者名簿（事業者名簿）に登録している（フロー②）。
- また、入札の際、個別具体の契約の実態に即した入札参加資格を設定し、事業者の当該資格の有無を確認している。（フロー③）。

【一般的な運用フロー】



I - 4 入札参加資格審査の申請項目・必要書類の状況①【フロー①】

- 入札参加資格審査の申請項目・必要書類については、法令で定められているものではなく、各地方公共団体において、各団体の審査基準に基づく審査を行うに当たって必要な項目等を個々に定めていることから、項目の名称や種類、必要書類の種類等が団体ごとに異なっている。
- 一方で、地方公共団体が共通して申請・提出を求めているとみられる項目や必要書類もある。
- このような状況を踏まえ、申請項目等の共通化に係る検討の方向についてどのように考えるか。

① 申請項目（国の申請項目との比較）

※ 建設工事の申請項目等。各県HPに掲載されている入札参加資格申請システムマニュアル類を参考に作成。以下同じ。

- 国（国土交通省）の申請項目や総務省が令和3年に作成した入札参加資格審査申請に係る標準項目については、「外資状況」等の一部の項目を除き、地方公共団体においても概ね求めているところ、これらの項目については更に共通化を進めるための取組を検討し得るか。

国（国土交通省） （中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル）	地方公共団体の競争入札 参加資格審査申請に係る 標準項目（総務省作成）	埼玉県	千葉県	神奈川県	愛知県	島根県
1 申請区分（新規・更新） ※申請者は記入不要	○			△ ・新規、継続のほか「業種追加、団体追加、一部廃業等」から選択		
2 受付番号 ※役所側が記入	○					
3 業者コード ※役所側が記入	○	△ ・業者区分			△ ・業者統一番号（愛知県が設定）	
建設業許可番号	○	○	○	○	○	○
4			△ ・経営事項審査受審時の許可番号と申請時の許可番号が異なる場合は、「経営事項審査時許可番号」の記入必要	△ ・経営事項審査受審時の許可番号と申請時の許可番号が異なる場合は、「経営事項審査時許可番号」の記入必要	△ ・旧の建設業許可番号、経営事項審査基準日	
5 申請者の規模 ※役所側で記入						
6 適格組合証明（取得年月日）	○				○	
適格組合証明（番号）	○				○	○
7 本社（店）郵便番号	○	○	○	○	○	○
8 法人番号	○	○	○	○		
9 本社（店）住所	○	○	○	○	○	○
本社（店）住所（フリガナ）	○	○	○	○	○	○
10 商号又は名称	○	○	○	○	○	○
商号又は名称（フリガナ）	○	○	○	○	○	○
11 役職	○	○	○	○	○	○
代表者氏名	○	○	○	○	○	○
代表者氏名（フリガナ）	○	○	○	○		○

○：国（国土交通省）が求める申請項目・必要書類と一致しているもの（国が求める申請項目・必要書類と名称が異なるものの、求めている内容が同じであるものを含む）

△：国（国土交通省）が求める申請項目・必要書類に類するものではあるものの、求めている内容が異なるもの

I - 4 入札参加資格審査の申請項目・必要書類の状況②【フロー①】

国（国土交通省） （中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル）		地方公共団体の競争入札 参加資格審査申請に係る 標準項目（総務省作成）	埼玉県	千葉県	神奈川県	愛知県	島根県
12	担当者氏名	△	○	○	○	○	○
	担当者氏名（フリガナ）	○		○	○	○	○
13	本社（店）電話番号	○	○	○	○	○	○
14	担当者電話番号	○	○	○	○	○	○
15	本社（店）FAX番号	○	○	○	○	○	○
16	電子入札用ICカードの登録番号						
17	メールアドレス	○	○	○	○	○	○
18	申請代理人 郵便番号	○	○	○	○	○	○
	申請代理人 住所	○	○	○	○	○	○
	申請代理人 氏名	○	○	○	○	○	○
	申請代理人 電話番号	○	○	○	○	○	○
		△		△		△	
19	外資状況 外国籍会社・国名	○				○	○
	外資状況 日本国籍会社・国名 （外資比率100%）	○				○	○
	外資状況 日本国籍会社・国名・外資比率●%	○				○	○
20	営業年数	○	○	○	○	○	○（※総合評価通知書の写し で確認可能）
21	総職員数	△				△	△
	（添付書類で確認）						
	有資格技術職員内訳（施工管理技士、技術士、建築士等）					○	
	登録基幹技能者講習修了証の所持者数					○	
22	設立年月日	○					
23	みなし大企業	○					
24	競争参加資格希望工種区分	○	○	○	○	○	○
	年間平均完成工事高	○	△	○	○	○	○
	申請を希望する部局						

I - 4 入札参加資格審査の申請項目・必要書類の状況③【フロー①】

② 申請項目（国の申請項目とはされていないが地方公共団体が独自に申請項目としているもの）

- 国の申請項目等のほか、各地方公共団体が独自に設けている申請項目については、「工事の経歴」、「建設業労働災害防止協会加入の有無」、「ISO認証取得の有無」等、多数の地方公共団体が設けている項目もあるところ、これらの項目については、地方公共団体が提出を求める場合には、共通化すべき項目とすることを検討し得るか。（赤枠部分）
- 他方で、「資本金」、「障害者の法定雇用率達成状況」等、多数の地方公共団体において共通して確認していると考えられるが、申請項目としなくとも、併せて提出を求めている必要書類の記載事項により確認することができる項目もあるか。（青枠部分）

地方公共団体個別の項目		埼玉県	千葉県	神奈川県	愛知県	島根県
資本等	資本金	・ 資本金	(※ 総合評定値通知書にて確認可能)	(※ 総合評定値通知書にて確認可能)	・ 資本金	(※ 総合評定値通知書にて確認可能)
	自己資本額	・ 自己資本額	(※ 総合評定値通知書にて確認可能)	(※ 総合評定値通知書にて確認可能)		(※ 総合評定値通知書にて確認可能)
	納税に関する情報	・ 納付状況（未納の有無）	(※ 納税証明書にて確認可能)	(※ 納税証明書にて確認可能)	・ 納付状況（未納の有無） ・ 課税番号	(※ 納税証明書にて確認可能)
	営業譲渡		・ 営業譲渡年月日	・ 営業譲渡の有無		
	合併		・ 合併年月日	・ 合併の有無		
会社分割		(※ 営業沿革書にて確認可能)	・ 会社分割の有無			
工事の実績等	工事の経歴等	工事名	・ 工事名	・ 工事・契約名 ・ 契約内容	・ 工事名 ・ 工事概要	・ 工事名
		工事の種類	・ 工事の種類		・ 希望職種 ・ 専門工事コード	
		発注者名	・ 発注者名	・ 発注者名	・ 発注者名	・ 発注者名
		元請・下請区分	・ 元請・下請区分	・ 元請・下請区分	・ 元請・下請区分	・ 元請・下請区分
		金額	・ 請負代金額	・ 請負・契約金額	・ 請負代金額	・ 請負代金の額
		工期	・ 工期	・ 請負・契約期間	・ 着工年月 ・ 完成年月	・ 着工年月 ・ 完成予定年月
		履行場所	・ 履行場所	・ 履行都道府県		・ 工事場所
その他			・ 申請先自治体との指名実績 ・ 契約実績の有無	・ 配置技術者氏名		
表彰の実績	(※ 資格情報を証明する書類等で確認可能)	・ 千葉県優良工事表彰状況（件数）	・ CCI神奈川技能者表彰 ・ 神奈川県卓越技能者等表彰 ・ 建設マスター（大臣表彰）		(※ プレミアムこころカンパニー表彰等で確認可能)	

I - 4 入札参加資格審査の申請項目・必要書類の状況④【フロー①】

地方公共団体個別の項目	埼玉県	千葉県	神奈川県	愛知県	島根県
福利厚生			<ul style="list-style-type: none"> 退職一時金制度加入の有無 建設業退職金共済制度加入の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業退職金共済制度加入の有無、会員番号、交付年月日 	(※ 退職一時金制度、企業年金制度、建設業退職金共済制度への加入を証明する書類で確認可能)
安全衛生等（労働災害）	<ul style="list-style-type: none"> 建設業労働災害防止協会加入の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業労働災害防止協会加入の有無 労働災害補償保険加入の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業労働災害防止協会加入の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業労働災害防止協会加入の有無、会員番号、交付年月日 労働災害補償保険加入の有無 	(※ 建設業労働災害防止協会島根県支部より届く活動実績情報等にて確認可能)
ISO認証の取得状況	<ul style="list-style-type: none"> 取得の有無 認証機関名 登録番号 登録・更新年月日 	<ul style="list-style-type: none"> 取得の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 取得の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 取得の有無 登録番号 	<ul style="list-style-type: none"> 登録番号 登録年月日
エコアクション21登録証		<ul style="list-style-type: none"> 取得の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 取得の有無 		
障害者雇用	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用人数 法定雇用の有無 法定雇用率達成状況（達成、未達成） 	<ul style="list-style-type: none"> 法定雇用率達成状況（達成、未達成） 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用の有無 かながわ障害者雇用優良企業の認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> 法定障害者雇用達成状況 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用状況の報告義務の有無 障害者雇用状況（職員総数、障害者人数）
育児に関する取組	(※ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届等で確認可能)	(※ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届等で確認可能)	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援制度の有無 神奈川県子ども・子育て支援推進条例による認証取得の有無 	(※ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届等で確認可能)	(※ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届等で確認可能)
女性活躍推進等	(※ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届等で確認可能)	(※ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届等で確認可能)	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法による認定取得の有無 		(※ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届等で確認可能)
若者・保護監察対象者の雇用	(※ 協力雇用主の登録に関する証明書にて確認可能)	(※ 協力雇用主の登録に関する証明書にて確認可能)	<ul style="list-style-type: none"> 横浜保護観察所に協力雇用主登録を行っており、過去2年間で保護観察対象者等を連続する3か月間雇用した実績を横浜保護観察所に証明された者の有無 	(※ 協力雇用主の登録に関する証明書にて確認可能)	
働き方改革	(※ 多様な働き方実践企業認定証の写し等で確認可能)		<ul style="list-style-type: none"> かながわサポートケア企業認証取得の有無 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 主要金融機関名、支店等名 破産の有無（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> 主要金融機関名、支店等名 	<ul style="list-style-type: none"> TECRIS会社コード 健康経営優良法人認定制度（経済産業省）に係る認定取得の有無 建設重機の保有状況 		

I - 4 入札参加資格審査の申請項目・必要書類の状況⑤【フロー①】

③ 必要書類（国の必要書類との比較）

○ 国（国土交通省）の必要書類や総務省が令和3年に作成した入札参加資格審査申請に係る標準の添付書類については、地方公共団体においても概ね提出を求めているところ、これらの必要書類については更に共通化を進めるための取組を検討し得るか。

国（国土交通省） <small>（中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを基に加工）</small>		地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準様式・添付書類	埼玉県	千葉県	神奈川県	愛知県	島根県
業態調書（資本関係、役員の兼任）				△ ・関連業者届出書（資本関係又は人的関係に関する申告書）	△ ・資本関係又は人的関係に関する申告書	△ ・資本関係又は人的関係に関する申告書	△ ・業態調書（親会社関係調書）
営業所一覧表（営業所名称、営業区域許可業種）	○		△	△	△		△
委任状	○		△	△	△		○
総合評定値通知書の写	○		○	○	○		○
社会保険等の領収書等の写				○	○	○	○
納税証明書	【法人】 ・国税通則法施行規則第9号書式その3の3（法人税並びに消費税及び地方消費税）	△ ・未納税額のないことが分かる税務官公署が発行する証明書であって、申請先地方公共団体が求めるもの	○	○	△ ・消費税及び地方消費税に係る納税証明書（国税通則法施行規則第9号書式その3）	○	△ ・消費税及び地方消費税に係る納税証明書（国税通則法施行規則第9号書式その3）
	【個人事業者】 ・国税通則法施行規則第9号書式その3の2（申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税）						
			△ ・法人県民税及び法人事業税の納税証明書 ・個人事業税の納税証明書 ・住民税の納税証明書	△ ・県税に係る納税証明書（全税目において未納がないことの証明）	△ ・前年度の法人事業税納税証明書 ・前年度の個人事業税納税証明書	△ ・県税に係る納税証明書（全税目において未納がないことの証明）	△ ・県税に係る納税証明書（全税目において未納がないことの証明）

※ 国又は地方公共団体において、添付書類として扱っている場合であっても、本資料「I - 4 入札参加資格審査の申請項目・必要書類の状況①～④」で申請項目として取り扱ったものについては掲載していない

I - 4 入札参加資格審査の申請項目・必要書類の状況⑥【フロー①】

④ 必要書類（国の必要書類とはされていないが地方公共団体が独自に必要な書類としているもの）

- 国の必要書類のほか、各地方公共団体が独自に設けている必要書類については、「建設業労働災害防止協会加入証明書」、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届」等、全国共通の制度に係る必要書類であって、多数の地方公共団体が提出を求めているものがあるところ、これらの必要書類については、地方公共団体が提出を求める場合には、共通化すべき書類とすることを検討し得るか。

地方公共団体個別の提出資料	埼玉県	千葉県	神奈川県	愛知県	島根県	
基本情報	誓約書	・ 欠格事由に関する誓約書		・ 申請内容に関する誓約書 ・ 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書 ・ 同意書（役員等が暴力団等に該当しないことを警察へ照会することへの同意）		・ 申請内容に関する誓約・同意書
	会社情報を証明する書類【法人】	・ 履歴事項全部証明書 ・ 法人番号の確認資料 ・ 印鑑証明書	・ 履歴事項全部証明書 ・ 使用印鑑届	・ 履歴事項全部証明書		・ 履歴事項全部証明書
	個人情報を証明する書類【個人】	・ 身分証明書 ・ 登記されていないことの証明書	・ 身分証明書 ・ 登記されていないことの証明書 ・ 使用印鑑届			・ 身分証明書
	役員等に関する情報	・ 使用人一覧表	・ 使用人一覧表	・ 役員等名簿		・ 役員等名簿
資本等	財務諸表類			・ 貸借対照表（建設重機の保有状況）		
	営業沿革書		・ 営業沿革書			
	営業譲渡に関する資料		・ 合併・営業譲渡履歴書 ・ 営業譲渡契約書	・ 営業譲渡時経営事項審査結果通知書 ・ 営業譲渡契約書 ・ 営業譲渡に係る総会議事録		
	合併に関する資料		・ 合併・営業譲渡履歴書 ・ 合併契約書	・ 合併時経営事項審査結果通知書 ・ 合併契約書 ・ 合併に係る総会議事録		
会社分割に関する資料			・ 分割時経営事項審査結果通知書 ・ 分割計画（契約）書 ・ 分割に係る総会議事録			
工事の実績等	建設業許可等	・ 建設業許可申請書 ・ 建設業許可通知書	・ 各建設業団体の加入証明書			・ 建設業許可証明書
	官公需適格組合関係		・ 官公需適格組合証明書 ・ 組合員名簿			
	工事経歴等を確認できる書類					・ 建設工事施工実績証明書
工事に関する資格等	・ 資格情報を証明する書類 ・ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等に加入していることを証明する書類				・ （一社）全国土木施工監理技士会連合会発行のCPDS学習履歴証明書 ・ 島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度（ハートフルしまね）の実施団体としての認定書 ・ しまねハツ建設ブランド推奨技術又は登録技術の登録通知	

I - 4 入札参加資格審査の申請項目・必要書類の状況⑦【フロー①】

地方公共団体個別の提出資料		埼玉県	千葉県	神奈川県	愛知県	島根県
工事の実績等	表彰の実績を確認できる書類					・しまねハツ建設ブランド推奨技術又は登録技術の登録通知 ・プレミアムこころカンパニー表彰状
	地域貢献（防災等）	・消防団協力事業所に関する証明書 ・埼玉県と締結している防災協定書 ・地域貢献の実施状況 ・国・埼玉県・県内市町村の要請等に基づく災害防止活動の実績報告				・消防団協力事業所に関する証明書 ・防災協定締結団体加盟証明書 ・家畜伝染病防疫対策協定締結団体加盟証明書 ・災害時地域貢献申告書
その他の経営の状況等	福利厚生			・退職一時金制度導入の証明書類 ・企業年金制度導入の証明書類 ・建設業退職金共済（建退共）制度加入履行証明書		・退職一時金制度導入の証明書類 ・企業年金制度導入の証明書類 ・建設業退職金共済（建退共）制度加入履行証明書
	安全衛生等（労働災害）	・建設業労働災害防止協会加入証明書 ・不当要求防止責任者の責任者講習受講修了書	・建設業労働災害防止協会加入証明書	・建設業労働災害防止協会加入証明書		・建設業労働災害防止協会島根県支部加盟及び同協会主催の現場安全パトロール参加実績 ・労働安全講習受講実績報告書 ・法定外労働災害補償制度加入証明書
	ISO認証取得登録証	・ISO認証取得登録証	・ISO認証取得登録証	・ISO認証取得登録証	・ISO認証取得登録証	・ISO認証取得登録証
	エコアクション21登録証		・エコアクション21登録証	・エコアクション21登録証		
	障害者雇用	・障害者雇用状況報告書	・障害者雇用状況報告書 ・障害者雇用納付金制度による報奨金支給申請書 ・調整金支給申請書	・障害者の法定雇用率を超えてプラス1人以上雇用していることを証する書類		・障害者雇用状況調査 ・しまねゆめいくカンパニー認定証
	育児に関する取組	・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書 ・育児休業制度導入の状況	・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書	・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書 ・神奈川県子ども・子育て支援推進条例認定証明書	・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書	・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 ・子ども・女性みまもり運動登録事業所の活動報告書類 ・こころカンパニー認定書
	女性活躍推進等	・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 ・女性活躍推進法に基づく認定に関する基準適合一般事業主認定通知書 ・女性技術職員雇用の状況	・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 ・女性活躍推進法に基づく認定に関する基準適合一般事業主認定通知書	・女性活躍推進法に基づく認定に関する基準適合一般事業主認定通知書		・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 ・しまね女性の活躍応援企業の登録証 ・しまね女性の活躍応援企業の表彰状
	若者・保護観察対象者の雇用	・協力雇用主の登録に関する証明書 ・若年技術職新規雇用の状況 ・インターンシップ等の受入れに関する証明書	・協力雇用主の登録申告書 ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく基準に適合する事業主である旨の認定通知書 ・新規卒業者継続雇用申告書	・過去2年間で、連続する3か月間以上保護観察対象者等を雇用した実績を証明する横浜保護観察所発行の証明書	・保護観察対象者等の雇用に関する証明書	・島根県教育庁社会教育課が所管する学校支援企業等としての登録が確認できる書類及び登録事業者としての活動を学校長が証明する書類
	働き方改革	・多様な働き方実践企業認定証の写し ・4週8休の取組状況				

I - 5 入札参加資格審査の申請方法の状況【フロー①】

- 入札参加資格審査の申請方法（資格の有効期間、申請時期・受付期間、送付方法等）についても、法令で定められているものではなく、各地方公共団体において個々に定めており、団体ごとに異なっている。
- 当該申請方法について、団体ごとに差異を設けることの必要性についてどのように考えるか。各団体において、当該団体の事務の状況に応じて申請方法を定めている可能性（地域固有の事業の実施時期を踏まえた申請時期の設定等）があることについても留意する必要があるか。
- 他方で、複数の地方公共団体が申請方法を共通化し、共同で申請を受け付けている場合もあることをどう考えるか。

堺市（堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱 等）

東京都（競争入札参加者の資格に関する公示（令和5年3月29日））

送付方法、資格の有効期間、申請時期・受付期間

【堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱】

第3条 入札参加資格申請に係る申請区分、申請時期及び登録の有効期間は、次のとおりとする。

申請区分	申請時期	登録の有効期間
定期申請	別に市長が定める年の12月	申請日以後の最初の4月1日から3年間
追加申請	別に市長が定める年の6月	申請日以後の最初の10月1日から当該追加申請の直前の定期申請に係る登録の有効期間終期までの間
	別に市長が定める年の12月	申請日以後の最初の4月1日から当該追加申請の直前の定期申請に係る登録の有効期間終期までの間

【堺市告示第423号（令和2年11月20日）】

3 入札参加資格審査を受けるための申請

(1) 申請時期等

ア 定期申請時期

・令和2年12月1日から令和2年12月25日まで（土曜日、日曜日を除く。）

イ 追加申請時期

・令和3年6月1日から令和3年6月30日まで（土曜日、日曜日を除く。）

・令和3年12月1日から令和3年12月24日まで（土曜日、日曜日を除く。）

(略)

(2) 申請方法

インターネットを利用して「電子登録システム関係」のページから電子登録システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力・送信した後、すみやかに次の(3)に定める書類を次の(4)に提出（郵送）しなければならない。

(略)

第1 用語の定義

13 資格有効期間 令和5・6年度建設工事等競争入札参加資格審査結果通知書に記載された適用年月日から令和7年3月31日(月)までの期間とする。

第2 (略)

第3 申請期間及び申請方法

1 申請期間及び方法 令和5・6年度建設工事等競争入札参加資格の申請をする者は、令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)までのうち、東京都が定める期間に、電子調達システムにアクセスし、申請フォームに必要事項を入力の上、送信しなければならない。

申請期間中、毎月20日（20日が土曜日の場合はその前日）を締切りとして、20日までに申請が完了した場合は、翌月1日から資格が適用される（21日から月末までに申請が完了した場合は、翌々月1日から適用となる。）

なお、經常JVについては、全ての構成員が競争入札参加資格の申請を終えた後でなければ、申請を行うことができない。

2 電子証明書の購入及び登録 申請に当たっては、事前に電子証明書を購入し、電子調達システムへ登録することを必要とする。

3 申請時に使用することができる漢字 申請時に使用することができる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。

申請内容(人名、法人名等を含む。)において、これ以外の漢字を使用している場合は、申請可能なほかの漢字又はひらがなに置き換えて申請を行うこと。

4 必要書類の送付 申請に当たり、次表の区分に該当する場合は、送信時にそれぞれに示した書類を所定のフォームにて原則、電子送付しなければならない。

なお、送付書類が日本語以外の言語で表記されている場合は、日本語訳を添付すること。

I - 6 入札参加資格審査の審査基準の状況①【フロー②】

- 入札参加資格の審査基準についても、法令で定められているものではなく、各地方公共団体において、各団体における契約規模や契約において重視する事項等の地域の実情に応じて定めていることから、審査方法、審査事項、点数の算出方法等が異なっている。
- 地方公共団体ごとの契約規模や契約において重視する事項等の違いに起因して審査基準に差異が生じることについて、どのように考えるか。

堺市（堺市建設工事競争入札参加者格付要綱）

東京都（競争入札参加者の資格に関する公示（令和5年3月29日））

審査基準①

（業種）

第2条 格付は、堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成20年制定。以下「登録要綱」という。）別表第1に定める業種のうち、土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事及び水道施設工事の業種について登録（登録要綱第7条の規定による登録をいう。）を受けている有資格者に対し、当該業種ごとに行うものとする。

（等級への格付）

第3条 格付は、業種ごとに建設業者の客観的要素による点数（以下「客観点」という。）及び主観的要素による点数（以下「主観点」という。）を合算して得た点数（以下「総合評点」という。）に基づき、別表の等級により行うものとする。

別表（第3条関係）

等級・総合評点対照表			
業種	等級	総合評点	
土木工事	A 1	1200以上	
	A 2	1010以上	1199以下
	B	770以上	1009以下
	C	670以上	769以下
	D		669以下

以下（略）

第5 競争入札参加資格の審査基準

1 競争入札参加資格の等級順位又は順位の決定 競争入札参加資格は、申請者が申請した業種ごとに審査を行い、業種別に等級順位又は順位のみを定める。

2 等級区分と審査方法

(1) 等級区分 各業種における等級区分及び順位は、次表のとおりとする。

業種番号及び業種名	等級区分及び順位
01 道路舗装工事 02 橋りょう工事 03 河川工事 04 水道施設工事 05 下水道施設工事 06 一般土木工事 07 建築工事	ABCDEの5等級 同一等級内において順位を定める。
08 電気工事 09 給排水衛生工事 10 空調工事	ABCDの4等級 同一等級内において順位を定める。
上記以外の業種	等級を定めず、順位のみを定める。

(2) 等級順位を決定する業種の審査方法 競争入札参加資格の審査は、業種別に3の客観的審査事項及び主観的審査事項を用いて行う。

3 (1)により算出した客観等級及び3 (2)により算出した主観等級を基に、該当する業種の競争入札参加資格の等級を決定する。客観等級と主観等級とが一致した業種の等級についてはその一致した等級とし、相違した場合はいずれか低い方を当該業種の等級とする。

同一等級内の順位については、3 (1)で算出した客観点数の高いものを上位として順位を決定する。

(3) 順位のみを決定する業種の審査方法 (2)と同じ方法により等級の決定及び順位の決定を行った申請者を等級及び順位順に並べた後、等級及び順位が最上位の者を1位として、等級は定めず降順に順位のみを定める。

以下（略）

I - 6 入札参加資格審査の審査基準の状況②【フロー②】

堺市（堺市建設工事競争入札参加者格付要綱）

東京都（競争入札参加者の資格に関する公示（令和5年3月29日））

審査基準②

（客観点）

第4条 客観点は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する建設業者の経営事項審査の結果に係る総合評定値とする。

（主観点）

第5条 主観点は、次に定めるところにより工事の成績、防災協定の締結の有無及び地元要素により得た点数とする。

(1) 工事の成績による点数は、本市（上下水道局を含む。以下同じ。）との契約により前5年の間に施工した工事に係る工事成績評定点（堺市請負工事成績評定要領（平成25年制定）第3条又は堺市上下水道局工事成績評定要領（平成25年制定）第3条の規定により評定された結果の点数をいう。）の業種ごとの平均点について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める点数とする。

工事成績評定点の業種ごとの平均点	点数
90点以上	120点
85点以上 90点未満	100点
80点以上 85点未満	80点
75点以上 80点未満	60点
70点以上 75点未満	40点
65点以上 70点未満	20点
60点以上 65点未満	0点
60点未満	-40点

(2) 防災協定の締結の有無による点数は、20点とし、本市と防災活動に関する協定（以下「防災協定」という。）を締結している場合又はその業者が所属する社団法人等の団体が本市と防災協定を締結している場合に限り、加算する。

第5 競争入札参加資格の審査基準

3 客観的審査事項及び主観的審査事項

(1) 客観的審査事項 次のア及びイにより業種別に算出した客観点数を別表1「等級算定表」に当てはめ、客観等級を決定する。

ア 申請に経審を必要とする業種 別表3「業種一覧表」において、各業種の申請に当たり必要としている経審の総合評定値(P)を客観点数とする。

なお、該当する業種が複数あるときは、最も高い点数のものとする。

また、申請時に有効な審査結果が複数あるときは、直近のものとする。

イ 申請に経審を必要としない業種及び経常JV（略）

(2) 主観的審査事項 次のアからウまでにより業種別に算出した主観点数を別表1「等級算定表」に当てはめ、主観等級を決定する。

ア 最高完成工事(業務)経歴 申請者は、次の①から⑨までの全ての条件を満たす過去の最高完成工事(業務)経歴を、発注者別(発注者区分は別表4「発注者の区分」のとおり)に申請するものとする。

条件①～⑨（略）

イ 主観点数

① 単体企業等 アにより発注者区分別に申請した当該業種の最高完成工事(業務)経歴のうち、最も高い金額(ただし、発注者区分が民間であるものについては、2分の1を乗じた金額とする。)を当該業種の主観点数とする。

② 経常JV（略）

ウ 主観点数加算率 次表の条件に該当する場合は、各条件別に記載した加算率により主観点数の加算を行う。

なお、複数の条件に該当した場合の主観点数への加算については、加算率を合計して行う。

I - 6 入札参加資格審査の審査基準の状況③ 【フロー②】

堺市（堺市建設工事競争入札参加者格付要綱）

東京都（競争入札参加者の資格に関する公示（令和5年3月29日））

審査基準③

(3) 地元要素による点数は、100点（次の表の左欄に掲げる条件を満たすときは、当該条件ごとに同表の右欄に定める点数をこれに加算するものとする。）とし、登録要綱別表第3に定める所在地区分が市内業者に該当する者に限り、加算する。

条件	点数
建設業法第15条の特定建設業の許可を有する業者である場合	50点
建設業法第27条の18に規定する資格者証（格付を行う業種に対応したものに限り。）を有する監理技術者（以下単に「監理技術者」という。）の雇用人数が9人以上の場合	50点
監理技術者の雇用人数が7人又は8人の場合	40点
監理技術者の雇用人数が5人又は6人の場合	30点
監理技術者の雇用人数が3人又は4人の場合	20点
監理技術者の雇用人数が1人又は2人の場合	10点
審査登録機関（公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互認証している認定機関が認定したものに限り。）が認証したIS09000シリーズ（IS09000、IS09001、IS09004及びIS019011をいう。以下同じ。）のうちのいずれか又はIS014001を取得している業者である場合	50点
IS014001のみを取得している場合	50点
IS09000シリーズのうちのいずれか及びIS014001の両方を取得している場合	70点
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第6号までの規定のいずれかに該当する障害者を常時雇用する労働者として雇用している業者である場合	10点
建設業労働災害防止協会へ加入している業者である場合	10点

主観点数加算条件		加算率
条件1	申請者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）で規定する中小企業であり、かつ、本店（主たる営業所）が東京都内にある場合（業種番号01の道路舗装工事から業種番号10の空調工事までの業種のみ適用）	20%
条件2	ISO（国際標準化機構）9001の認証取得を得ている者で、認証取得後更新をしていない者（条件3に該当しない者）	3%
条件3	ISO9001の認証取得を得た後、3年以上の登録の継続及び1回以上の更新を行い、かつ、現在も登録をしている者	5%
条件4	ISO14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（エコステージ2以上の認証）又は特定非営利活動法人KES環境機構認証のKES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上の認証）の認証取得を得ている者で、認証取得後更新をしていない者（条件5に該当しない者）	3%
条件5	ISO14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（エコステージ2以上の認証）又は特定非営利活動法人KES環境機構認証のKES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上の認証）の認証取得を得た後、3年以上の登録の継続及び1回以上の更新を行い、かつ、現在も登録をしている者	5%

※ （略）

I - 7 入札参加資格の設定の状況① 【フロー③】

- 地方公共団体が入札の際に公告する入札参加資格については、あらかじめ契約の種類・金額に応じて定めている資格（フロー②）に追加して、契約の性質・目的に応じた資格を定めることができることとされており（フロー③）、個々の契約ごとに異なっている。
- 地方公共団体の個々の契約内容の違いに起因して当該資格に差異が生じることについて、どのように考えるか。

大阪府の例

東京都の例

入札参加資格（入札の公告）

1 発注の内容（抄）

委託業務の名称	一般府道 南千里茨木停車場線 未利用地測量委託
---------	-------------------------

2 発注スケジュール（略）

3 入札参加資格

入札参加資格は下記項目をすべて満たしていること。

共通入札説明書で示す参加資格	すべて満たしていること。
登録業務	大阪府測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格において、「測量」の認定を受けている者であること。
営業所等の所在地	以下の要件をすべて満たしている者であること。 (1) 入札参加資格登録において届け出ている本店の所在地を大阪府内に有する者 であること。 (2) 次に掲げる地域内に、入札参加資格登録において届け出ている大阪府と契約する営業所の所在地（令和5年4月1日時点における所在地とする。なお、令和5年4月1日以降において新規に入札参加資格登録をした者については、入札参加資格登録時点の所在地とする。）があること。 ・池田土木事務所管内（豊中市、箕面市、池田市、豊能郡豊能町及び能勢町） ・茨木土木事務所管内（吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡島本町）
配置技術者	1. 資格 測量法に基づく測量士を、管理技術者として配置できる者 であること。 2. 雇用形態 本業務に配置する管理技術者は、入札参加申請時において入札参加者と直接的な雇用関係（※）にあること。 (※) 直接的な雇用関係とは、管理技術者とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。

1 調達内容

- (1) 件名 令和5年度東村山浄水場発生土運搬作業委託単価契約（その1）（略）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の(1)から(11)までの全ての事項に該当し、この入札に参加する資格があることの確認を受けた者がこの入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17水経契第724号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (3) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、東京都水道局が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にない者であること。
- (4) 東京都における令和3・4年度物品買入れ等競争入札参加資格を有し、**営業種目112「廃棄物処理」の「A」又は「B」の等級に格付**されており、取扱品目04「産業廃棄物処理(収集・運搬)」に登録がある者であること。
- (5) 東京都における**「汚泥」を取り扱う産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者**であること。
- (6) 東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱(平成22年11月5日付22水経契第368号)第3条第1項又は第2項に基づく排除措置期間中でない者であること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者（東京都物品買入れ等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に該当する者）がいないこと。
- (8) **自社が保有している荷台の高さが3.3m以下かつ天蓋付き車両**（飛散防止に必要な密閉性が確保できる構造）**を使用車両としている**こと。

I - 7 入札参加資格の設定の状況② 【フロー③】

大阪府の例

東京都の例

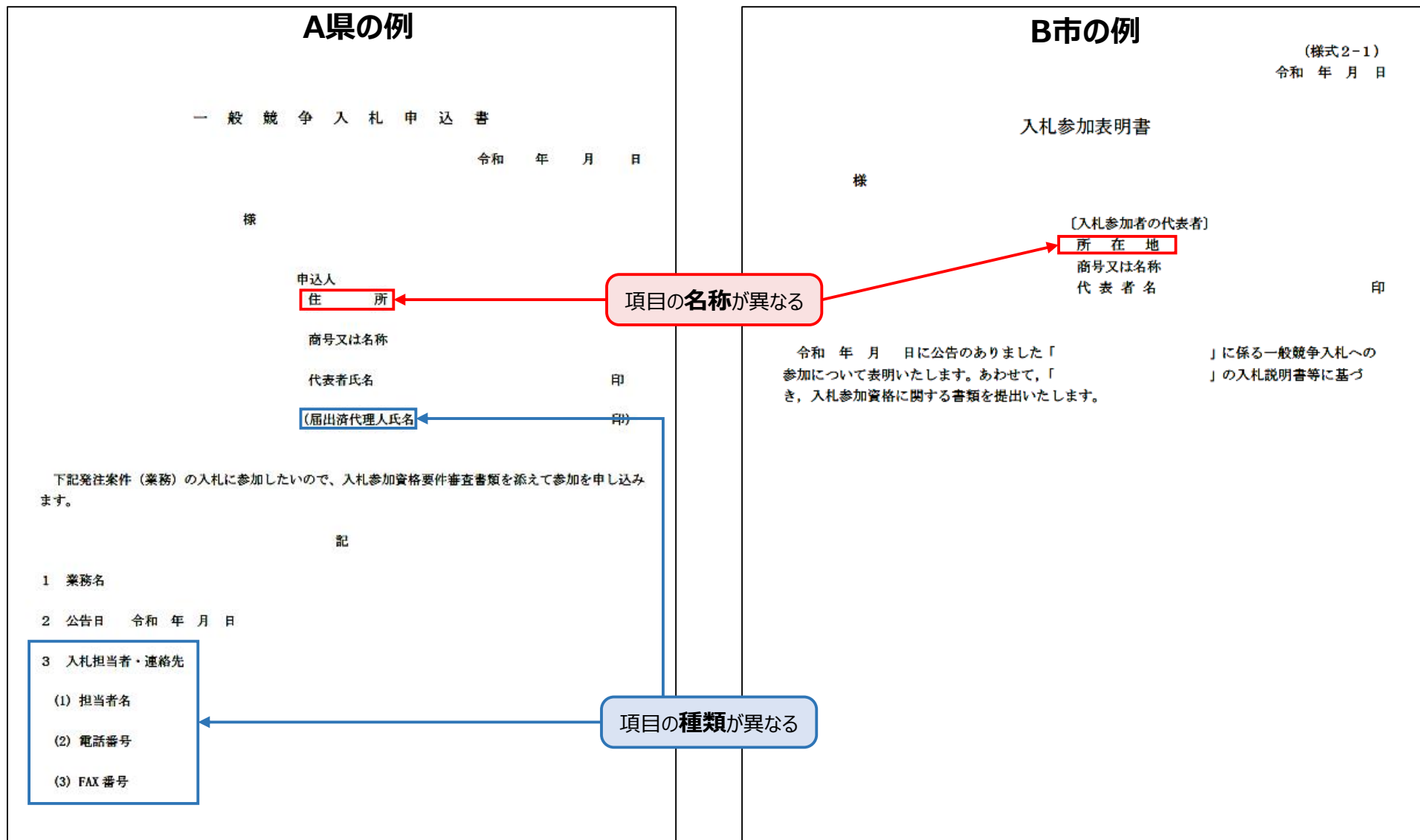
入札参加資格（入札の公告）②

測量機器の所有	<p>本業務で使用する下記の有効な検定証明を有する測量機器をすべて所有していること。ただし、大阪府公共測量作業規程第35条に規定する他の機器でも可とする。なお、レンタル（機器の一時使用）・共同所有は認めない。</p> <p>名称（トータルステーション） 規格（3級以上） 台数（1台以上）</p> <p>※GNSS測量機による代替については、電波障害を補完できる他の機器も要する。</p>	
委託成績点	<p>令和4年度中に完成検査を受けた都市整備部（住宅建築局を除く。）、大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部）及び大阪都市計画局発注業務（以下「都市整備部等発注業務」という。）で、6.4点以下の委託成績点を取得していない者であること。なお、組合にあっては、当該組合及びすべての組合員について、本要件を満たす者であること。</p>	
低入札価格調査における失格判定に関する事項	<p>本入札の公告日を起算日として過去3ヶ月間に、都市整備部等発注業務の一般競争入札に係る低入札価格調査で失格判定を受けていない者であること。なお、組合にあっては、当該組合及びすべての組合員について、本要件を満たす者であること。</p>	
受注希望業種	登録年度	令和5年度
	登録部局	大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）・環境農林水産部・府民文化部（日本万国博覧会記念公園事務所）・大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部）・大阪都市計画局
	受注希望業種	測量調査業務
組合に関する事項	<p>組合が入札参加申請を行う場合は、その組合員が単体企業として本業務に入札参加申請を行わず、又は組合員の一部が重複する別の組合が入札参加申請を行っていないこと。</p>	

- (9) **使用車両は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例**（平成12年東京都条例第215号）**におけるディーゼル車規制に適合していること。**
- (10) 1日1台あたり新海面処分場へ1回の搬出を想定した場合において、**日量40トン程度搬出できる台数を用意すること。**
- (11) 次の提出物を5に示す方法で提出できること。（略）

I - 8 入札の様式・項目① (参加申込書)

- 入札参加申込書や入札書の様式・項目については、法令で定められているものではなく、各地方公共団体において個々に定めていることから、項目の名称（例えば、「住所」と「所在地」、「入札額」と「入札金額」）や項目の種類（例えば、「入札担当者・連絡先」、「入札参加資格登録番号」、「入札額の内訳」）の項目の有無）等が異なっているが、入札参加申込書等についてこのような差異を設けることの意義や必要性についてどのように考えるか。



I - 8 入札の様式・項目② (入札書)

A県の例

入札書

様

年 月 日

発注番号

住 所

商号または名称

代表者氏名

(代理人氏名

入札参加資格

登録番号

電話番号

項目の種類が異なる

項目の名称が異なる

公告内容を熟読し承諾のうえ下記のとおり入札します

入札額

(入札額は消費税相当額及び地方消費税相当額を含みません。)

発注件名

件名

数量(a)

単価(b)

金額(a×b)

項目の種類が異なる

B市の例

(様式4-1)
令和 年 月 日

入札書

様

[入札参加者の代表者]

所在地

商号又は名称

代表者名

(代理人)

印

印

「 」入札説明書等に定められた事項を承諾の上、B市契約規則に従い、下記の金額により入札します。

記

件名

入札金額
(税抜き)

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

注1 金額、月日等の数字は、アラビア字体で明確に記載してください。

注2 金額の頭に半記号をつけてください。

注3 入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額としてください。

注4 金額は訂正しないでください。

注5 代理人(復代理人)が入札する場合には、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、かつ、委任状に押印した印を押印してください。

項目の記載方法が異なる

I - 9 完了届の様式・項目

- 完了届の様式・項目についても、法令で定められているものではなく、各地方公共団体において個々に定めていることから、項目の名称（例えば、「委託業務名」と「委託業務の名称」、「業務着手年月日」と「実際完了年月日」）や項目の種類（例えば、「業務着手年月日」、「前払金」、「契約金残額」、事務処理に用いる検査確認欄等の有無）等が異なっているが、完了届についてこのような差異を設けることの意義や必要性についてどのように考えるか。

C県の例

第21号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

委託業務完了通知書

令和 年 月 日

殿

受注者 住所
氏名

印

次のとおり委託業務が完了したので通知します。

1 委託業務名	
2 契約金額	
3 契約年月日	令和 年 月 日
4 契約履行期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
5 業務着手年月日	令和 年 月 日
6 業務完了年月日	令和 年 月 日
7 完成検査受検希望年月日	令和 年 月 日
8 備考	

D市の例

委託業務完了届

委託業務番号

令和 年 月 日

(あて先)

住所

届出人 (受注者) 商号又は名称

代表者職氏名

印

次のとおり業務が完了したので届け出ます。

委託業務の名称

委託業務の場所

契約金額										契約年月日		
前払金										契約の履行期間	完了	
部分払金	1											
受領済額	2											
	3											
	計									実際完了年月日		
契約金残額										調査員	技術職員	

上記の届出事項を確認し、検査を依頼します。(依頼)

業務概要	業務担当課					契約検査課	
	課長等	課長代理等	課長補佐等	担当係長等	担当		
添付書類	課					依頼	
	課長等	課長代理等	課長補佐等	担当係長等	担当		
<input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 設計図	<input type="checkbox"/> 履行状況書類 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他					検査希望 <input type="checkbox"/>	
	契約検査課検査担当					受付 <input type="checkbox"/>	
	課長	課長代理	課長補佐	担当係長	担当	閲覧 <input type="checkbox"/>	

(注) 届出人は、太線の内側の部分だけ記入してください。

項目の名称が異なる

項目の種類が異なる

- I 調達関連手続の運用の状況
- II 国の調達関連手続の運用の状況
- III 共通化の検討の対象
- IV 入札参加資格審査手続の共通化の検討の方向
- V その他調達関連手続の共通化の検討の方向
- VI 調達関連手続の共通化の方法

Ⅱ 国の調達関連手続の状況について①

- 国の調達関連手続のうち、「**物品・役務**」の調達手続については、**各省庁共通の「政府調達関連システム」**によって行われている。
- 「**公共工事**」のうち、**入札参加資格審査申請の受付**については、国土交通省をはじめとする公共工事の発注が多い省庁においては、これらの省庁が共同で運営する「**インターネット一元受付システム**」により行われており、その他の省庁においては、各省庁の個別システムや郵送等により行われている。また、**入札参加資格審査以降の手続**については、**各省庁の個別システム等**により行われている。

物品・役務（政府調達関連システム）

- **政府調達関連システム**は、①入札参加資格（全省庁統一資格）の申請受付・審査、入札、契約、検査、請求業務に係る機能を提供する**電子調達システム（GEPS：ジープス）**と、②電子調達システムのフロントエンドとして調達情報の公表・案件検索・利用者管理の機能を提供する**調達ポータル（PP：ピーピー）**で構成されている。
- 事業者は、調達ポータルを通じて全省庁の調達案件の閲覧、電子入札、電子契約、請求等に係る手続をオンラインで行うことが可能となっており、また、各省庁においても、調達に係る入札参加資格審査、入札の公告をはじめとする調達関連手続を電子調達システム上で行うことが可能となっている。
- ※ なお、国の調達ポータル上の案件情報に、地方公共団体の調達案件を掲載する機能は実装されている。（現状、活用はされていない。）

公共工事（インターネット一元受付システム等の各省システム）

- 公共工事の調達については、物品・役務の調達のように、全省庁共通の統一的なシステムが構築されておらず、入札参加資格審査については、公共工事の発注が多い省庁（国土交通省、農林水産省、文部科学省等）において、**インターネット一元受付システムで共通で受け付けて**いる。
- インターネット一元受付システムで受け付けた申請データ（申請項目、必要書類）については、システムを管理する委託業者が、申請先の省庁ごとにとりまとめて各省庁にメール等で各省庁に送付しており、各省庁においては、当該データを基に個別に審査をしている。（各省庁においては、共通の申請項目・必要書類に追加して、各省庁個別に追加の申請項目、必要書類の提出を求めている。）

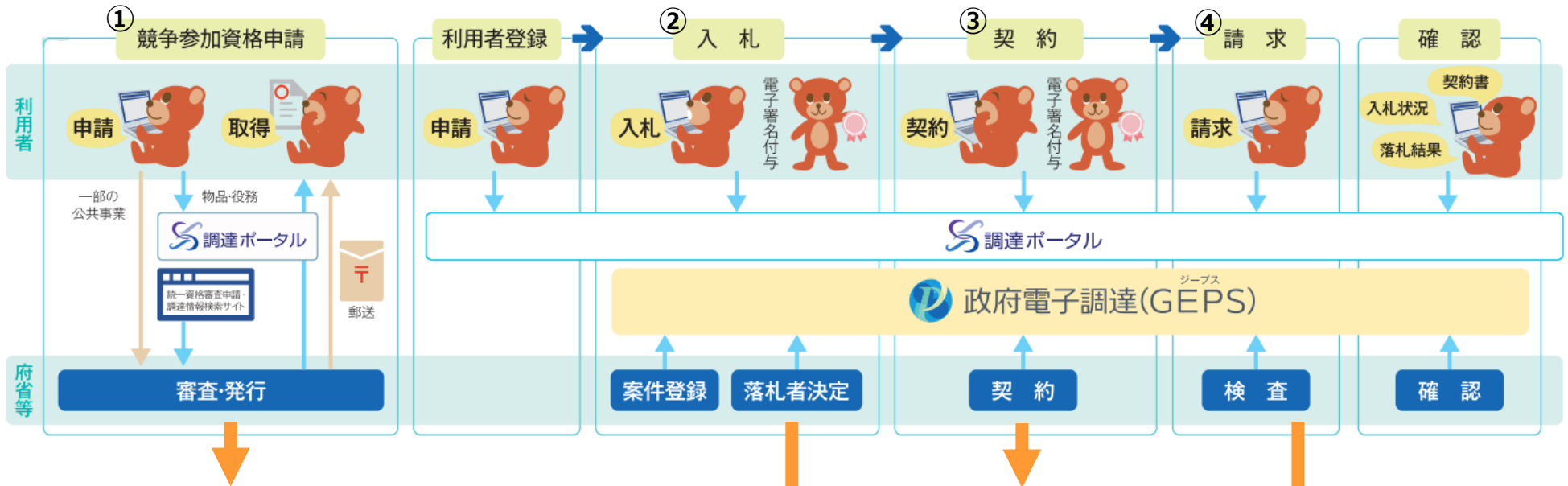
（参考）国土交通省の建設工事の例

入札参加資格審査をインターネット一元受付システム、入札の公告から開札までを電子入札システム（国土交通省の個別システム）、契約から支払までの手続を電子契約システム（デジタル庁が省庁に提供しているシステム）で行っている。

Ⅱ 国の調達関連手続の状況について②

競争参加資格申請から請求・確認までの流れ（物品・役務の場合）

※調達ポータル掲載のリーフレットを加工



① 全省庁統一資格の審査・申請手続

- ※ 全省庁統一資格：各省庁における物品の製造・販売等に係る契約についての共通の入札参加資格
- ・ 事業者は複数の省庁への入札を希望する場合であっても、特に希望する1省庁に対して入札参加資格審査を申請
- ・ 申請を受けた省庁が、各省庁を代表してGEPS上で審査

② 入札

- ・ 事業者は、PPで全省庁の調達案件を閲覧可能
- ・ 事業者は、入札書等をPPを通じて提出可能
- ・ 各省庁はGEPS上で電子入札を行うことが可能

③ 契約

- ・ 事業者・各省庁はGEPS上で電子契約を行うことが可能

④ 検査

- ・ 各省庁は検査結果をGEPSに登録することが可能
- ・ 事業者は請求書をPPを通じて提出することが可能

- I 調達関連手続の運用の状況
- II 国の調達関連手続の運用の状況
- III 共通化の検討の対象
- IV 入札参加資格審査手続の共通化の検討の方向
- V その他調達関連手続の共通化の検討の方向
- VI 調達関連手続の共通化の方法

Ⅲ 共通化の検討の対象について

論点

調達関連手続のうち、共通化すべき様式・項目や手続をどのように検討していくか。

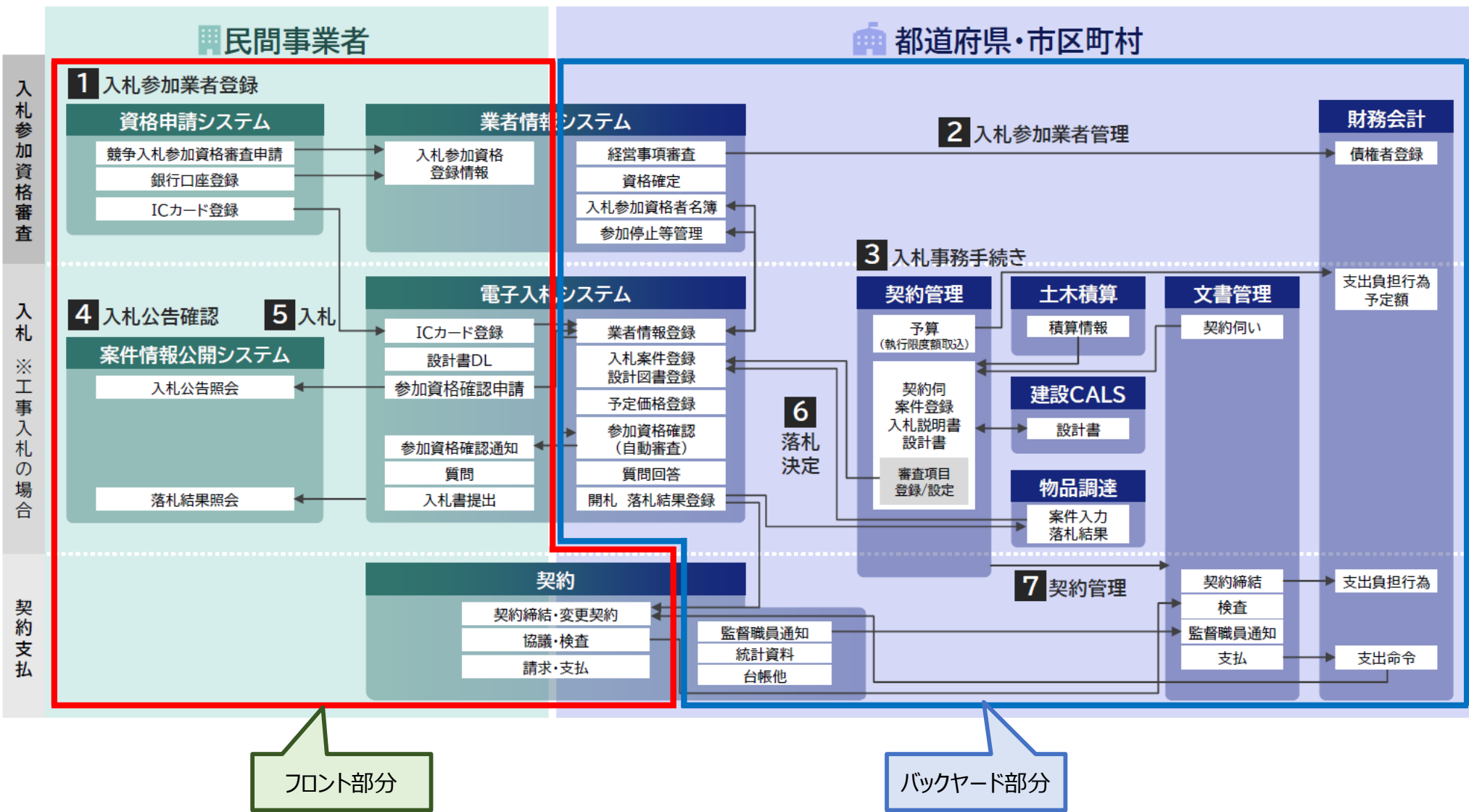
考え方

- 調達関連手続については、事業者と接点のある事務（フロント）と内部事務（バックヤード）に分類して対象を検討するか。また、フロント部分については、①様式・項目（申請に係る様式・項目や必要書類等）、②手続の方法（送付方法、申請期限等）に分類できるか。
- 調達関連手続の共通化に係る要請は、**地方公共団体・事業者間の手続方法が地方公共団体ごとに異なること**により、事業者の事務負担が大きくなっていることに起因するものと考えられる（接点のない内部事務の統一を求めるものではない）ことを踏まえれば、まずは、一般競争入札・指名競争入札・随意契約の一連の手続を対象としつつ、**地方公共団体・事業者間の接点のあるフロント部分の手続を中心に、個々の様式・項目や手続の方法**（入札参加資格審査、案件情報公開、入札、契約、完了届・検査、請求・支払）**ごとに、共通化の検討を進めることが考えられるか。**

		①入札参加資格審査	②案件情報公開	③入札（見積り）	④契約	⑤完了届・検査	⑥請求・支払
フロント	様式・項目	・申請書 ・添付書類		・入札申込書 ・入札書 ・委任状 ・見積書	・契約書	・完了届	・請求書
	手続の方法	・送付方法 ・申請期限 ・資格の有効期間 等	・発注見直し ・入札公告 ・指名通知	・書類提出方法 ・入札 ・入札保証金納付 ・開札手続・結果通知	・締結方法 ・契約保証金納付 ・契約情報の公表	・完了届提出方法 ・検査	・請求方法 ・支払通知
バックヤード	内部手続 審査・基準等	・資格審査 ・資格のランク付け ・地域要件 ・業者名簿への登録	・指名基準・指名者数 ・入札説明書の作成 ・設計書・仕様書の作成 ・予定価格の作成		・支出負担行為 （決裁等）	・検査内容 ・検査基準 ・検査調書	・支出額の確定 ・支出命令
		・業者情報管理	・案件情報管理				→

(参考) 地方公共団体のシステム相関図の例

※日本電気株式会社資料（第11回研究会資料3を加工）



- I 調達関連手続の運用の状況
- II 国の調達関連手続の運用の状況
- III 共通化の検討の対象
- IV 入札参加資格審査手続の共通化の検討の方向**
- V その他調達関連手続の共通化の検討の方向
- VI 調達関連手続の共通化の方法

IV-1 入札参加資格審査手続の共通化の方向について①（資格・審査基準）

論点1

- 一般に、各地方公共団体は、あらかじめ、入札参加資格審査申請をした事業者について、各団体の定める審査基準に基づき、当該事業者が当該資格を有するかどうかを審査し、等級の格付け（A～D等）や順位付け（特に建設工事）をして、入札参加資格者名簿（事業者名簿）に登録しているところ（フロー②）、当該**審査基準**について共通化することができるか。
- また、入札の際、各団体が個々の契約の性質・目的に応じて定める入札参加資格（フロー③）についても、共通化することができるか。

考え方

- **地方公共団体が締結する契約については、団体によって契約規模や内容、契約において重視する事項等その実態が異なる。**
- このため、地方公共団体が当該契約の履行を確保するために行う**入札参加資格審査**（等級格付けや順位付け）**については、当該団体において、当該団体の契約規模等の実態を踏まえて、経営事項審査や自己資本額等の客観的審査事項や、施工実績、障がい者の就労、地域貢献活動等の技術性・社会性・地域性等に係る主観的審査事項を設定し、これらを総合的に勘案して行っているところであり、このように審査基準が地域の実情に応じて多様となっていることについてどう考えるか。**（フロー②）
- さらに、地方公共団体は、当該団体が**締結しようとする契約の性質・目的によっては、その履行を確保するために、あらかじめ定める入札参加資格に追加して、その実態に即した資格を定める必要があることについてどう考えるか。**（フロー③）

【入札参加資格の審査基準の例】（堺市の例・一部加工）

（客観点） 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する建設業者の経営事項審査の結果に係る総合評定値

（主観点） ・ 工事の成績による点数（堺市との契約により前5年の間に施工した工事に係る工事成績評定値の業種ごとの平均点）

・ 防災協定の締結の有無（堺市と防災活動に関する協定を締結している場合に加算）

・ 地元要素による点数（所在地区分が市内業者に該当する者。建設業法第15条の特定建設業の許可を有する業者である場合、審査登録機関が認証したISO9000シリーズのうちいずれか又はISO14001を取得している業者である場合、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第6号までの規定のいずれかに該当する障害者を常時雇用する労働者として雇用している業者である場合、建設業労働災害防止協会へ加入している業者である場合は更に加算。）

【入札に参加する者に必要な資格の例】（東京都の例）

- ・ 東京都における令和3・4年度物品買入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目112「廃棄物処理」の「A」又は「B」の等級に格付されており、取扱品目04「産業廃棄物処理(収集・運搬)」に登録がある者であること。
- ・ 自社が保有している荷台の高さが3.3m以下かつ天蓋付き車両(飛散防止に必要な密閉性が確保できる構造)を使用車両としていること。
- ・ 使用車両は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)におけるディーゼル車規制に適合していること。
- ・ 1日1台あたり新海面処分場へ1回の搬出を想定した場合において、日量40トン程度搬出できる台数を用意すること。

IV-2 入札参加資格審査手続の共通化の方向について②（申請項目等）

論点2

- 地方公共団体が、あらかじめ事業者から受け付ける入札参加資格審査の**申請項目・必要書類**について、共通化することができるか。（フロ-①関係）

考え方

- 地方公共団体においては、あらかじめ、入札に参加しようとする事業者が、入札参加資格を有するかどうかを審査するため、各団体で申請項目や必要書類を定めた上で、事業者から定期又は随時に入札参加資格審査申請を受け付けているが、**当該申請項目等が、各団体において契約規模等の実態に応じた入札参加資格審査を行うために求められているものであることから、団体ごとに異なっていることをどう考えるか。**
- 他方で、例えば、事業者の名称、代表者氏名、連絡先、建設業許可番号等、**多数の地方公共団体において共通して提出を求めている申請項目等もあるとみられることをどう考えるか。**
- また、多数の地方公共団体において**共通して提出を求めているとまではいえないが、仮に提出を求めるとした場合に、共通化することができ得る申請項目等もあると考えられるか。**

※ なお、総務省においては、令和3年に入札参加資格審査申請に係る標準項目を取りまとめ、地方自治法に基づく技術的な助言として、地方公共団体にその活用を促している。

IV-3 入札参加資格審査手続の共通化の方向について③（申請方法）

論点3

- 地方公共団体が、あらかじめ事業者から受け付ける入札参加資格審査の**申請方法**について、共通化することができるか。（フロー①関係）

考え方

- 地方公共団体においては、あらかじめ、入札に参加しようとする事業者が、入札参加資格を有するかどうかを審査するため、各団体で申請方法を定めた上で、事業者から定期又は随時に入札参加資格審査申請を受け付けているが、**当該申請方法について、地方公共団体ごとに差異を設ける必要性（入札参加資格の審査・決定への影響等）についてどのように考えるか。**
- また、**当該申請方法については、各地方公共団体において、調達関連事務に従事する職員の繁忙期を踏まえた事務の平準化の必要等、各団体の状況に応じて定められている可能性があることについてどう考えるか。**
- 他方で、**複数の地方公共団体が申請方法を共通化し、共同で申請を受け付けている場合がある**ことをどう考えるか。
- また、社会全般のデジタル化等の社会経済活動の効率化に係る要請を踏まえれば、申請書類の真正性の確保等、電子化・オンライン化に係る課題を地方公共団体から聴取しつつ、**送付方法について、電子申請システムやメール等のオンラインによる方法でも受け付けられるよう促す方向で検討を行うことが考えられるか。**
- ただし、**地方公共団体や地域の事業者における事務の電子化・オンライン化の状況**（システムの構築状況等）**も考慮する必要**があるか。

- I 調達関連手続の運用の状況
- II 国の調達関連手続の運用の状況
- III 共通化の検討の対象
- IV 入札参加資格審査手続の共通化の検討の方向
- V その他調達関連手続の共通化の検討の方向**
- VI 調達関連手続の共通化の方法

V-1 案件情報の公表方法等の共通化の検討の方向について①

論点1

- 地方公共団体の一般競争入札の公告の方法は、法令上特段規定されていないが、社会全般のデジタル化等による社会経済活動の効率化に係る要請があること等を踏まえ、当該方法の共通化についてどのような方向で検討すべきか。
- 指名競争入札や随意契約については、入札・契約前の公告について法令上特段規定されていないが、当該公告を行う必要があるか。
- 国の調達においては、発注の見通しや入札・落札情報等が調達ポータルにおいて公表されているが、地方公共団体の当該情報の公表方法のあり方について、どのように考えるか。

		①入札参加資格審査	②案件情報公開	③入札（見積り）	④契約	⑤完了届・検査	⑥請求・支払
フロント	様式・項目	・申請書 ・添付書類		・入札申込書 ・入札書、見積書 ・委任状	・契約書	・完了届	・請求書
	手続の方法	・送付方法 ・申請期限 ・資格の有効期間 等	・発注見通し ・入札公告 ・指名通知	・書類提出方法 ・入札、開札手続等 ・入札保証金納付	・締結方法 ・契約保証金納付 ・契約情報の公表	・完了届提出方法 ・検査	・請求方法 ・支払通知

考え方

①入札の公告

- 地方自治法施行令第167条の6の規定により、地方公共団体は、競争入札により契約を締結しようとするときは、入札参加資格、入札の日時その他の入札について必要な事項を公告することとされているが、この公告の方法は法令上、特段規定されておらず、各地方公共団体において、ホームページや公報等、広く周知でき得るような手段で行われている。
- **入札の公告の方法をオンライン化**することは、**事業者の利便性向上に資するほか、地方公共団体にとっても、事業者の入札参加を促し、入札不調や不落が減少するなど、最適な事業者の選定に寄与**することとなるか。
- 以上を踏まえ、**入札の公告の方法については、オンライン（ホームページや調達システム等）でも行うことが共通となるよう、地方公共団体におけるオンライン化の取組を促すことを検討することが考えられるか。**

※ 国の調達ポータル(PP)上の案件情報に、地方公共団体の調達案件を掲載する機能は実装されているが、現状、活用されていない。
 (地方公共団体のHPに案件情報のcsvデータを置くと、調達ポータルが巡回し当該csvデータを収集し、調達ポータル上に掲載することが可能)

考え方

②入札・落札情報等

- 国の物品・役務に係る入札・落札情報については、開札日時、入札社名、入札金額、落札結果を、国の調達ポータルを通じて公表している。
- 地方公共団体の公共工事以外の入札・落札情報等の公表については、法令上、特段の規定はないが、国と同様にオンラインで公表することによって、事業者の利便性向上に資するほか、入札・契約に係る不正行為の防止にも資するものと考えられるか。
- 以上を踏まえ、公共工事以外の契約についても、国と同様の内容（入札・落札情報等）を同様の方法により公表することが共通となるよう、地方公共団体におけるオンライン化の取組を促すことを検討することが考えられるか。

V-2 入札の共通化の検討の方向について

論点2

- 各地方公共団体において個別に定めている入札の様式・項目について共通化するか。また、入札の方法について、社会全般のデジタル化等による社会経済活動の効率化に係る要請があること等を踏まえ、当該方法の共通化についてどのような方向で検討すべきか。

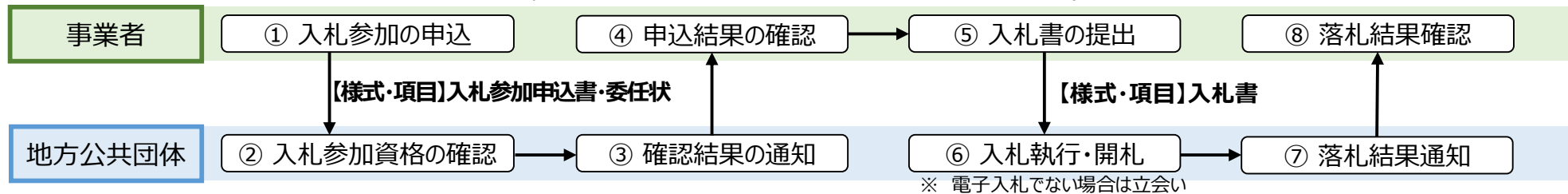
		①入札参加資格審査	②案件情報公開	③入札（見積り）	④契約	⑤完了届・検査	⑥請求・支払
フ ロ ン ト	様式・項目	・申請書 ・添付書類		・入札申込書 ・入札書、見積書 ・委任状	・契約書	・完了届	・請求書
	手続の方法	・送付方法 ・申請期限 ・資格の有効期間 等	・発注見通し ・入札公告 ・指名通知	・書類提出方法 ・入札、開札手続等 ・入札保証金納付	・締結方法 ・契約保証金納付 ・契約情報の公表	・完了届提出方法 ・検査	・請求方法 ・支払通知

考え方

- 入札は、個々の契約案件について個別に応札するものであって、入札参加資格審査申請のように、複数の地方公共団体に対して事業者の客観的情報を提出するような性格のものではなく、経済団体からも、入札の様式・項目が異なることによる具体の支障事例が指摘されていないところ、当該**入札の様式・項目を共通化する必要性についてどう考えるか。**
- 電子入札については、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する電子入札コアシステムの活用が進んでいるところ。**将来的に、地方公共団体共通の調達関連システムやポータルサイトを通じた電子入札を実現する場合には、これを前提として入札の様式・項目を共通化することも考えられるか。**
- なお、事業者の利便性向上及び地方公共団体の入札事務の効率化の観点からは、**入札の方法は、電子化・オンライン化（電子入札システムの導入）することが適当であると考えられるか。**このため、**入札が電子入札システムにより行われることが共通となるよう、地方公共団体におけるオンライン化の取組を促すことを検討することが考えられるか。**（署名・押印は不要とする。）

（参考）入札の一般的なフロー（入札に係る具体的な様式・項目は、各地方公共団体において個別に定めている）

※ 以下のほか、入札辞退に係る手続もある



※ 入札参加申込書：調達案件名、事業者名、代表者氏名、連絡先等を記載。入札参加資格証明書や委任状等と併せて提出。

※ 入札書：入札金額を記載（併せて、調達案件名、事業者名、代表者氏名、連絡先等を記載。）

V-3 契約の共通化の検討の方向について

論点3

- 地方公共団体が締結する契約の内容について、標準を定めることが考えられるか。また、契約の方法について、社会全般のデジタル化等による社会経済活動の効率化に係る要請があること等を踏まえ、当該方法の共通化についてどのような方向で検討すべきか。

		①入札参加資格審査	②案件情報公開	③入札（見積り）	④契約	⑤完了届・検査	⑥請求・支払
フロント	様式・項目	・申請書 ・添付書類		・入札申込書 ・入札書、見積書 ・委任状	・契約書	・完了届	・請求書
	手続の方法	・送付方法 ・申請期限 ・資格の有効期間 等	・発注見通し ・入札公告 ・指名通知	・書類提出方法 ・入札、開札手続等 ・入札保証金納付	・締結方法 ・契約保証金納付 ・契約情報の公表	・完了届提出方法 ・検査	・請求方法 ・支払通知

考え方

- **地方公共団体が締結する契約については、庁舎の維持管理、不動産売買・賃借、OA機器リース、ソフトウェアライセンス、機械製造、各種物品売買など、多岐にわたり、また、例えば、OA機器のリース契約書及びその仕様書を作成する場合には、当該OA機器等について故障等があった場合の責任分担や、保守管理の方法、当該OA機器の機能や性質、その設置場所の、使用形態・頻度等、個別のサービスの内容等を十分に踏まえて契約内容を個別に定める必要があるなど、契約書の内容は、締結しようとする契約の内容に応じて様々であることをどう考えるか。**

※ なお、例えば、公共工事については中央建設業審議会が標準請負契約約款を作成しており、また、コンテンツ版バイ・ドール契約（注）については経済産業省がコンテンツバイ・ドール条項入りの契約書フォーマットを作成している。いずれにしても、契約書の標準については、契約種別に対応する所管省庁等において個別に検討することが考えられるか。

（注）コンテンツ版バイ・ドール契約：契約に当たり、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるもの。

- 電子契約については、地方公共団体と民間事業者に通ずる事務であり、民間事業者がクラウドサービス等を提供しているところ。社会全般のデジタル化等による社会経済活動の効率化に係る要請から、署名・押印の見直しが求められていることも踏まえ、**契約の方法を電子化・オンライン化（電子契約の導入）することが適当であると考えられるか。**このため、**電子契約が電子入札システムにより行われることが標準となるよう、地方公共団体の電子契約システムの導入・活用状況も踏まえつつ、地方公共団体におけるオンライン化の取組を促すことを検討することが考えられるか。**

V-4 完了届・検査の共通化の検討の方向について

論点4

- 各地方公共団体において個別に定めている完了届の様式・項目について共通化するか。また、完了届の提出方法について、社会全般のデジタル化等による社会経済活動の効率化に係る要請があること等を踏まえ、当該方法の共通化についてどのような方向で検討すべきか。
- 各地方公共団体における契約の履行を確保するための検査の方法について共通化するか。

		①入札参加資格審査	②案件情報公開	③入札（見積り）	④契約	⑤完了届・検査	⑥請求・支払
フロント	様式・項目	・申請書 ・添付書類		・入札申込書 ・入札書、見積書 ・委任状	・契約書	・完了届	・請求書
	手続の方法	・送付方法 ・申請期限 ・資格の有効期間 等	・発注見通し ・入札公告 ・指名通知	・書類提出方法 ・入札、開札手続等 ・入札保証金納付	・締結方法 ・契約保証金納付 ・契約情報の公表	・完了届提出方法 ・検査	・請求方法 ・支払通知

考え方

完了届

- 入札手続と同様に、完了届（件名、履行場所、契約金額、契約年月日、履行期限、完了年月日等）は、個々の契約案件について個別に提出するものであり、経済団体からも、完了届の様式・項目が異なることによる具体の支障事例が指摘されていないところ、当該**完了届の様式・項目を共通化する必要性についてどう考えるか。**
- **将来的に、地方公共団体共通の調達関連システムやポータルサイトを通じた完了届の提出を実現する場合には、これを前提として完了届の様式・項目を共通化することも考えられるか。**

※ ただし、契約の内容によっては、完了届の記載事項の標準を定めた場合であっても、当該記載事項に追加して徴収すべき事項がある可能性もあるか。

- なお、事業者の利便性向上及び地方公共団体の検査事務の効率化の観点からは、**完了届の提出や検査結果の通知の方法は、電子化・オンライン化（調達関連システムやメール等）することが適当であると考えられるか。**このため、**完了届の提出等の方法について、調達関連システムやメール等のオンラインによることが標準となるよう、地方公共団体におけるオンライン化の取組を促すことを検討することが考えられるか。**（署名・押印は不要とする。）

検査

- **検査の方法については、各地方公共団体において、契約の適正な履行を確保する観点から、契約の内容に応じて最も適当な方法としているものであり、契約ごとに様々（現地での観察・実測、機械の機能確認、現物確認、書面審査等）であることから、共通化になじまないものと考えられるか。**

V-5 請求・支払等の共通化の検討の方向について①

論点5

- 契約履行後の請求・支払に係る請求書等の様式・項目について、標準を定めることが考えられるか。また、請求書等の提出方法について、社会全般のデジタル化等による社会経済活動の効率化に係る要請があること等を踏まえ、当該方法の共通化についてどのような方向で検討すべきか。

		①入札参加資格審査	②案件情報公開	③入札（見積り）	④契約	⑤完了届・検査	⑥請求・支払
フ ロ ン ト	様式・項目	・申請書 ・添付書類		・入札申込書 ・入札書、見積書 ・委任状	・契約書	・完了届	・請求書
	手続の方法	・送付方法 ・申請期限 ・資格の有効期間 等	・発注見通し ・入札公告 ・指名通知	・書類提出方法 ・入札、開札手続等 ・入札保証金納付	・締結方法 ・契約保証金納付 ・契約情報の公表	・完了届提出方法 ・検査	・請求方法 ・支払通知

考え方

- 請求書（見積書、納品書についても同様）については、一般に、地方公共団体において、当該団体に対して提出する請求書等の様式・項目の例を示しつつ、各事業者の任意の様式・項目により提出することも認めているところ、**当該請求書等の様式・項目を共通化する必要性についてどう考えるか。**
- **将来的に、地方公共団体共通の調達関連システムやポータルサイトを通じた請求書等の提出を実現する場合においても、現状と同様に、各事業者が任意の様式・項目により請求書等を提出できることとすることが適当であると考えられるか。**また、これを前提として、各地方公共団体が示している請求書等の様式・項目の例については、共通化することが考えられるか。
- なお、社会全般のデジタル化等による社会経済活動の効率化に係る要請から、署名・押印の見直しが求められているところ、事業者の利便性向上及び地方公共団体の請求・支払事務の効率化の観点からは、**請求書等の提出方法は、押印を不要とし、電子化・オンライン化（メール等）することが適当であると考えられるか。**
- このため、内閣府が令和2年に取りまとめた「地方公共団体における押印見直しマニュアル」や、国における取組を参考に、**請求書等の提出等の方法が、メール等のオンラインによることが標準となるよう、地方公共団体におけるオンライン化の取組を促すことを検討することが考えられるか。**（署名・押印は不要とする。）

V-5 請求・支払等の共通化の検討の方向について②

(参考) 地方公共団体における押印見直しマニュアル (令和2年12月18日 内閣府)

<※2: 契約書や見積書、請求書等の支出根拠書類の押印の考え方>

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第5項の規定により、地方公共団体が契約につき「契約書」を作成する場合においては、契約の相手方とともに、「契約書」に記名押印しなければ、当該契約は確定しないこととされています。

国においては、今般の見直しで、法的安定性を図る観点から、直接収入又は支出の原因となる契約の最終的な意思確認文書である「契約書」への記名押印は廃止しないこととする一方、「契約書」以外の「見積書」、「請求書」、「領収書」等については押印を不要としました。

先行して押印見直しに取り組んだ地方公共団体の中には、契約書には「契約書に基づく委任状、請求書、領収書等を含む」との考えの下、契約書に関連した書類を押印見直しの対象としなかった団体もありました。債務を履行する担保として、厳格に解されてきたためと思われます。

地方公共団体における「見積書」、「請求書」、「領収書」等については、地方自治法等の国の法令によるものではなく、各地方公共団体の長が定める財務規則等において押印の取扱いを定めているものであるため、その作成や書類の提出に当たっての押印の取扱いについては、これらの国の取組に準じた対応を実施することが考えられます。

<※3: 見積書、請求書等の支出根拠書類の押印見直しに係る対応>

支出根拠書類の押印見直しに係る対応については、今般の国の取組に準じると、**ID・パスワードによる認証を経たオンライン対応や利用アドレス登録を行ったeメールによる書類の提出等により行うことが想定されます。**また、入札参加者に対して印鑑を登録させ、支出根拠書類の印鑑と照合している場合についても、その手法自体について検証することも考えられます。

地方公共団体においては、国の見積書、請求書等の押印見直し事例等を参考にしながら、各団体の実情を踏まえ、支出根拠書類の押印見直しに係る対応を検討することが求められます。

- I 調達関連手続の運用の状況
- II 国の調達関連手続の運用の状況
- III 共通化の検討の対象
- IV 入札参加資格審査手続の共通化の検討の方向
- V その他調達関連手続の共通化の検討の方向
- VI 調達関連手続の共通化の方法

VI - 1 調達関連手続の共通化の方法について

論点 1

- 調達関連手続の様式・項目や申請方法について共通化を進める方向で検討することとする場合には、当該**共通化を進める方法**としてどのような方法が考えられるか。

考え方

- 調達関連手続の項目や申請方法を共通化する規律方法としては、①法令で規定、②地方自治法に基づく技術的な助言の2つが考えられるか。

法令	効果	具体の規律方法
①法令で規定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義務付けることにより、項目や申請方法が一律に共通化される。 ○ 独自性や裁量がなくなり、各地方公共団体において契約実態や事務の状況に応じた対応が困難となるおそれ。 <p>※ 共通項目や共通手続が現状と大きく乖離する場合、法令化することが困難。 例えば、システム構築が十分に進んでいない状況において、法令で、手続方法をシステムによることとするような義務付けを行うことはできない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様式・項目等を地方自治法施行規則において「標準」として規定（地方自治法施行令から委任） <p>※ 予算調製の様式、款項目節の区分基準、決算調製の様式が、地方自治法施行規則において規定。</p>
②技術的な助言	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独自性や裁量が確保され、各地方公共団体において、契約実態や事務の状況に応じて、共通化に向けた取組を柔軟に進めることができる。 ○ 義務付けないため、項目や申請方法を一律に共通化することはできない。 <p>※ 共通化可能な手続から、順次取組が進展。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標準とすべき項目（例）・手続（例）を作成し、地方公共団体に活用を慫慂 ○ 標準事務処理要領を作成し、地方公共団体に活用を慫慂

- **入札参加資格審査の申請項目・必要書類について、各地方公共団体ごとに多様となっている一方で、多数の地方公共団体において共通して提出を求めている項目等もあるとみられること等を踏まえて、その共通化の具体的な方法をどうすべきか。**

※ 例えば、総務省において、以下の①及び②を作成し（項目のセットを作成）、地方公共団体が、①に加えて②の項目を任意に選択して設け、必要に応じて更に③の項目を設けることができることとすることが考えられるか。

- ①全地方公共団体共通の項目
- ②提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の項目
- ③契約において重視する事項等に応じた地方公共団体任意の項目

- **入札参加資格審査以外の調達関連手続（入札書や完了届等）の項目等についても、地方公共団体ごとに異なっている現状を踏まえて、その共通化の具体的な方法をどうすべきか。**

- 調達関連手続の**電子化・オンライン化の状況（システムの構築状況等）が地方公共団体ごとに異なっていることを踏まえて、当該手続の共通化の方法をどう考えるか。**

VI-2 調達関連手続の電子化・オンライン化について

論点2

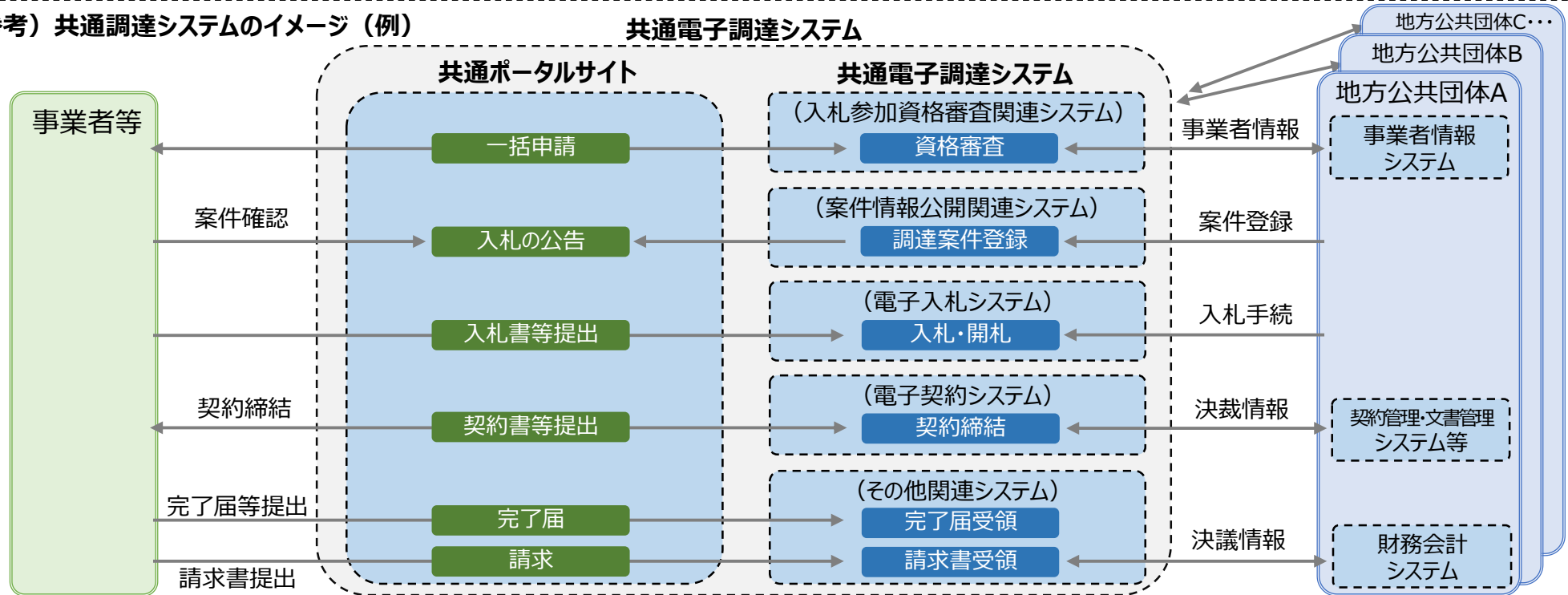
- 入札参加資格審査申請、案件情報公開、入札、契約、完了届、請求等の手続の電子化・オンライン化による事業者の事務処理の効率化・合理化の観点から、これらの手続の方法について、どのような仕組みを整備することが考えられるか。

考え方

- 調達関連手続のデジタル完結や情報のワンスオンリー化を図る観点からは、調達関連手続に係る地方公共団体共通のシステムを構築することが考えられるか。また、同様に、国の物品・役務の契約においては、「調達ポータル」を通じて調達に関する一連の手続をオンラインで行うことが可能となっているところ、当該システムの機能の活用についても1案として検討することが考えられるか。
- 当該共通システムの構築に当たっては、調達関連手続の様式・項目や申請方法が共通化されることが前提となると考えられるか。

(参考) 共通調達システムのイメージ (例)

共通電子調達システム



- なお、当該システムの整備・運用に係る経費をどの主体がいかにより負担するかや、共通システムの構築に係る地方公共団体側の具体的な要望が無い中で、全団体が当該システムを活用することとするについては、地方公共団体側の十分な理解・協力を得る必要があることが課題となるか。43